

公益財団法人南方熊楠記念館役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人南方熊楠記念館（以下「この法人」という。）定款第13条並びに同第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員は無報酬とする。

(理事会・評議員会への出席)

第3条 役員及び評議員が理事会・評議員会等へ出席したときは交通費にかかる実費を支給するものとする。但し、計算額が3千円以下の場合は、3千円とする。

(出張)

第4条 役員及び評議員がこの法人の用務のために出張したときは、出張旅費を支給することができる。

- 2 支給額は前条のとおりとする。但し、宿泊費の実費は原則として、12千円以内とする。
- 3 この規程に定めのない事項については、この法人の職員等にかかる旅費の規定を準用する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。